

## 第73号議案

春日市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

春日市老人福祉センターの適正な管理及び運営を行うため、開館時間等に関し所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例

春日市老人福祉センター設置条例(平成17年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(日曜日及び土曜日は、午前9時から午後7時まで)」を削り、同条第2項中「(日曜日及び土曜日は、午前10時から午後6時30分まで)」を削る。

別表中

「

カラオケ利用料	100円	1曲につき
---------	------	-------

」

を

「

貸室利用料	100円	利用時間15分当たり
-------	------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。